スポーツ拠点づくり推進事業の助成期間満了後の対応に関する調査票

１．２０２０年度以降の大会の継続実施について見通しが得られているかどうか、自立に向けての経費負担のあり方、大会の実施内容・経費などの検討状況を含め、現段階の状況をお知らせください。  
　　新事業の事業期間以降の継続も含め、概ね見通しが立っている  
　　継続実施に向けて検討しているが、見通しを得るには至っていない  
　　その他

【具体的な内容についてご記入ください】（欄が足りない場合は適宜増やしてください。以下同じです。）

２．１の検討に際して新たな「スポーツ拠点づくり自立促進事業」を利用することをお考えですか。

　利用する方向で検討

その場合、①一時金方式による助成　②逓減方式による助成のいずれを利用するのか、方向が決まっていれば併せてお知らせください。

　①一時金方式による助成

　②逓減方式による助成  
　未定

　利用は考えていない

　　その理由及び検討に際しての課題があればお知らせください。

３．参考までに、上記の見通し等については、市町村の担当部局における内部検討の段階なのか、財政等関係部局、市幹部等、或いは競技団体等との間でもほぼ認識が共有されるところまで至っているものなのかをお知らせください。（１でお答えいただいている場合には、重ねてのご記入は不要です。）

　　その他、何か確認しておかれたい点などございましたら、ご自由にご記入ください。

基礎情報

大会名：

都道府県名：

市区町村名：

担当部署：

担当者名：

電話番号：

Ｅメール：

※本様式は当センターホームページでダウンロードできます。(URL：https://www.jcrd.jp/)

　ホーム　→　助成・支援　→　助成金事業　→　スポーツ拠点づくり推進事業

スポーツ拠点づくり自立促進事業について

スポーツ拠点づくり推進事業による助成の適用が終了した後、下記の①若しくは②を選択のうえ申請し助成を受けることが可能となっています。

当事業の要綱は、地域活性化センターホームページよりダウンロードが可能です。(URL：<https://www.jcrd.jp/>)

**①　一時金方式**

　・最終年である１０年目に基金の造成またはハード事業に充当することを目的とした一時金（上限４００万円）の交付を決定。

ただし、交付は翌１１年目に行う。

　・５年以内（１１年目～１５年目）に当該開催地での大会開催を中止した場合、一時金を全額返還。

○今後も大会開催を継続していく旨の市町村長名の公文書を提出すること。

**②　逓減方式**

（１）１年目 ２００万円　　２年目 １００万円　　３年目 ５０万円　　※総事業費６００万円未満の大会に適用

（２）１年目 ２５０万円　　２年目 １５０万円　　３年目 ５０万円　　※総事業費６００万円以上１０００万円未満の大会に適用

（３）１年目 ３００万円　　２年目 ２００万円　　３年目 １００万円　※総事業費１０００万円以上の大会に適用

　・開催自治体等がこれまで行ってきた助成実績に加え、新たに上記と同額以上の助成をすることが条件。

　・本事業終了後５年以内に当該開催地での大会開催を中止した場合、本事業の助成金を全額返還。

　　※本事業の途中で当該開催地での大会開催を中止した場合（災害等によるやむを得ない理由による場合を除く。）も同様とする

　○今後も大会開催を継続していく旨の市町村長名の直筆の誓約書を公文書とともに提出すること。

　　※可能であれば、市町村長本人又は副市町村長等が持参していただくことが望ましい